（金融庁証券取引等監視委員会事務局特別調査課長）内閣府事務官　後藤　健二
財務事務官に任命する
内閣府に出向させる
（大臣官房企画官）財務事務官　杉山　真
金融庁に出向させる
（金融庁証券取引等監視委員会事務局証券検査課長）内閣府事務官　鈴木　恭人
財務事務官に任命する
大臣官房付を命ずる
（大臣官房企画官）同　松浦　克己
農林水産省に出向させる
（大臣官房企画官）財務事務官　橋本　真吾
経済産業省に出向させる
（理財局国債企画課長）同　勝俣　司紀
環境省に出向させる
（国際局調査課長）同　稲本　護昭
（国税庁徴収部管理運営課長）
同　市田　浩恩
（理財局国庫課国庫企画官）同　石井　啓友
（株式会社産業革新機構内部監査室長）
主計局主計監査官を命ずる
（札幌国税局滝川税務署長）財務事務官　橋本　広行
（主計局司計課長兼主計局主計監査官兼会計センター次長兼会計センター所長心得）同　山本　三夫
（理財局管理課財政融資監査官）
同　谷内　一郎
（法務省大臣官房司法法制部審査監督課長）法務事務官　飯島　信幸
（独立行政法人造幣局東京支局長）
大橋　光伸
（独立行政法人国立印刷局理事）大久保修身

願により本官を免ずる（以上七月九日）
財務事務官に任命する
理財局長
願により本官を免ずる（以上七月十日）
財務事務官に任命する
大臣官房付を命ずる
願により本官を免ずる（各通）
（理財局国有財産業務課国有財産審理室長）
同　田村　嘉啓
（国税庁徴収部管理運営課長）
同　樋口　久る
（理財局国有財産業務課国有財産審理室長）
同　井　秀典
（福岡財務支局管財部長）同　小柳　健
（福岡財務支局長兼福岡財務支局管財部長）同　山下　造司
（関税局総括関税評価官）
東京税関業務部総括関税評価官を命ずる
（厚生労働省大臣官房政策評価官）
財務事務官に任命する
大臣官房付を命ずる
願により本官を免ずる（以上七月十一日）

官庁報告

官庁事項

指定確認検査機関に対する監督命令に係る公示

建築基準法（昭和25年法律第201号。）第77条の30第１項の規定による監督命令をしたので、同条第２項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成26年７月17日

国土交通大臣　太田　昭宏

１　監督命令をした年月日　平成26年７月４日

２　監督命令を受けた指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地並びに代表者の氏名　日本ＥＲＩ株式会社　確認検査本部　東京都港区赤坂８丁目10番24号　札幌支店　北海道札幌市中央区北３条西３丁目１番地　盛岡支店　岩手県盛岡市中央通１丁目７番地25　仙台支店　宮城県仙台市青葉区本町２丁目１番29号　つくば支店　茨城県つくば市竹園１丁目６番１号　宇都宮支店　栃木県宇都宮市馬場通り２丁目１番１号　高崎支店　群馬県高崎市栄町16番11号　さいたま支店　埼玉県さいたま市大宮区仲町１丁目110番地　千葉支店　千葉県千葉市中央区新町３番地13　東京支店　東京都中央区日本橋１丁目16番11号　立川支店　東京都立川市曙町２丁目８番18号　横浜支店　神奈川県横浜市西区高島２丁目６番32号　厚木支店　神奈川県厚木市中町２丁目６番10号　新潟支店　新潟県新潟市中央区東大通２丁目４番10号　金沢支店　石川県金沢市西念２丁目１番１号　長野支店　長野県長野市西後町1597番地１　松本支店　長野県松本市中央１丁目17番16号　静岡支店　静岡県静岡市駿河区森下町４番30号　名古屋支店　愛知県名古屋市中村区名駅３丁目25番９号　三重支店　三重県津市羽所町700番地　京都支店　京都府京都市中京区烏丸通押小路上る秋野々町535番地　大阪支店　大阪府大阪市中央区北浜３丁目６番地13号　神戸支店　兵庫県神戸市中央区小野柄通７丁目１番１号　岡山支店　岡山県岡山市北区新屋敷１丁目１番18号　広島支店　広島県広島市中区八丁堀14番４号　山口支店　山口県山口市小郡高砂町１番８号　高松支店　香川県高松市番町２丁目17番15号　松山支店　愛媛県松山市三番町７丁目１番21号　福岡支店　福岡県福岡市博多区博多駅前２丁目２番１号　北九州支店　福岡県北九州市小倉北区浅野３丁目８番１号　長崎支店　長崎県長崎市万才町３番地５　熊本支店　熊本県熊本市中央区水道町３番22号　大分支店　大分県大分市金池町２丁目１番16号　鹿児島支店　鹿児島県鹿児島市西田１丁目５番１号　代表取締役　中澤　芳樹

３　監督命令の内容　確認検査の業務に従事する確認検査員が、確認検査の業務に関し著しく不適当な行為をしたことに鑑み、当該行為が発生した原因を分析した上で、建築計画が建築基準関係規定に適合しない不十分な審査を再発させないよう、審査マニュアルの改善、審査体制の整備等の具体的な改善措置を含む業務改善計画書を平成26年８月３日までに提出すること。また、この命令の日から一年間、当該計画を確実に実施するため、その実施状況について監視委員会等の審議を経た上で、四半期ごとに当職に報告すること。

４　監督命令の原因となった事実　指定確認検査機関である日本ＥＲＩ株式会社が行った確認審査において、その業務に従事する確認検査員が、過失により、建築基準法施行令（昭和25年政令第358号。以下、「施行令」という。）第46条第４項に適合しない（軸組の一部は同項表１に掲げる軸組でないことから、同軸組は構造耐力上必要な軸組の計算に算入できないことにより、算出した軸組長さが基準に満たない）ため、施行令第46条第２項に該当するものとして審査を行ったが、同項の規定に適合しない（梁及び土台の材料として使用する製材の含水率が同項第１号イの規定に基づく昭和62年11月10日建設省告示第1898号第５号の規定に適合していない）ことを見過ごし、建築基準法に適合しない建築計画に対し確認済証を交付した。

また、別の建築物の確認審査において、その業務に従事する確認検査員が、過失により、法第20条の規定に適合しない（Ｙ方向の架構を構成する柱間の相互の間隔が６ｍを超えるため平成19年５月18日国土交通省告示第593号１号イの規定を適用できず、加えてＸ方向の梁に幅厚比が規定値を満足していない部材を使用しているため、同号ロの規定にも適合していない。さらに同号ハの規定の認定をうけていることも確認できないため、法第20条第２号の規定に該当する建築物であるにもかかわらず、同号の規定に定める基準に適合しない）ことを見過ごし、建築基準法に適合しない建築計画に対し確認済証を交付した。

建築基準法（昭和25年法律第201号。）第77条の30第１項の規定による監督命令をしたので、同条第２項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成26年７月17日

国土交通大臣　太田　昭宏

１　監督命令をした年月日　平成26年７月４日

２　監督命令を受けた指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地並びに代表者の氏名　ビューローベリタスジャパン株式会社　仙台事務所　宮城県仙台市青葉区中央１丁目２番３号　埼玉事務所　埼玉県さいたま市大宮区仲町３丁目13番１号　千葉事務所　千葉県船橋市本町１丁目３番１号　東京新宿事務所　東京都新宿区西新宿１丁目６番１号　東京渋谷事務所　東京都渋谷区渋谷１丁目16番９号　東京御茶ノ水事務所　東京都千代田区神田駿河台２丁目８番地　立